省　令

○厚生労働省令第百五十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第二号イの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十一の項まで及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 2　五～八　（略）	（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 2　五～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

○経済産業省令第八十一号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）を実施するため、小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（小規模企業共済法施行規則の一部改正）

第一条　小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掛金の納付） **第十九条**　掛金の納付は、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付により行わなければならない。ただし、口座振替の方法により掛金を納付することができないやむを得ない事情があるときは、機構の承認を受けて、機構の預金口座への振込みにより行うことができる。 （削る） 2　機構は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を送付しなければならない。	（掛金の納付） **第十九条**　掛金の納付は、受託金融機関若しくは受託事業者団体に対する現金による納付又は共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付のいずれかの方法により行わなければならない。 2　共済契約者が受託金融機関又は受託事業者団体に対して現金により掛金を納付しようとするときは、受託金融機関又は受託事業者団体にその旨を申し出なければならない。この場合において、受託金融機関又は受託事業者団体は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の納付状況を明らかにする書類を提出しなければならない。 3　預金口座から機構の預金口座への振替の方法による掛金の納付を希望する共済契約者は、その旨を機構に申し出なければならない。この場合において、機構は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を送付しなければならない。

（中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第四百七号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十七日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項
令和八年九月十七日	中道改革連合（ちゅうどうかいかくれんごう）	新　代表者の氏名　渡辺　創 旧　小川　淳也